

支出証拠書

3/27

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所賃借料 (4月分)		
年 月 日	令和5年4月1日～令和5年4月29日	金 額	66,754円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借		
使 途	令和5年4月分賃借料		
政務活動・ 県政との 関連性	-		
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>4月29日迄の分</p> <p>月額138,113円を30日のうち29日分で案分すると133,509円になる。</p> $138,113 \text{円} \times \frac{29}{30} = 133,509 \text{円}$ $133,509 \text{円} \times \frac{1}{2} = 66,754 \text{円}$ <p>05-03-27 BF *138,113 タイムマシン(SMF)</p>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で 使用のため	133,509円	1/2	66,754円
		%	

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和5年4月10日~令和 年 月 日	金額	23,522円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段		
使途	令和5年4月分リース料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料 53,000円から政務活動費対象外経費を除く 48,668円の 1/2 相当額を請求する。 $48,668円 \times 1/2 = 24,334円$</p> <p>4月29日引退有るため、48,668円を 29/30日分で案分すると $48,668円 \times \frac{29}{30} = 47,045円$ $47,045円 \times 1/2 = 23,522円$</p> <p>05-04-10 BF *53,000 ニッサンファイナンシャル </p> <p style="text-align: right;">4年 4月 整理番号 4-4 参照</p>			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会で案分	47,045円	1/2 %	23,522円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

(事務)

整理番号	4-4
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (4月分)		
年月日	令和4年4月11日～令和 年 月 日	金額	24,334 円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段		
使途	令和4年4月分リース料		
政務活動・ 県政との 関連性	—		
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>月額リース料53,000円から政務活動費対象外経費を除く48,668円の1/2相当額を請求する。 48,668円×1/2=24,334円</p>			
	20U4-04-11 BF	*53,000	ニッサンファイナンス
	21		
	22		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会で案分	48,668 円	1/2	24,334 円
		%	

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒 424-0057

静岡県静岡市清水区堀込

2019 年 12 月 23 日

林 芳久仁 様

株式会社日産フィナンシャルサービス
リースセールスセンター
TEL 0120-999-235

日産フィナンシャルサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
日産B i レースプラン契約に基づき、下記条件の通りリース自動車を通知します。
尚、本通知書はご契約が満了になるまでお申し込みの内容とともに大切に保管していただくようお願い致します。
契約番号 [REDACTED]
契約成立日 2019 年 12 月 03 日

(1)リース自動車明細			
車名	キューブ 1500G CVT 15G 5ドア ワゴン		
型式	TDUARGZ Z12 EDCA—		
登録番号	[REDACTED]		
車台番号	[REDACTED]		
年式	2019 年式		
塗色	ピターショコラ (P)		
使用の本拠地	静岡県静岡市清水区堀込 [REDACTED]		
(2)リース期間			
リース開始日	2019 年 12 月 20 日		
リース満了日	2023 年 12 月 19 日 48 ヶ月		
(3)リース料及び前払リース料 ※消費税はリース開始日時点の税率で計算しています			
	消費税込	消費税抜	消費税
月額リース料 (均等払い)	53,000 円	48,182 円	4,818 円
総額リース料	2,544,000 円	2,312,736 円	231,264 円
(4)リース料支払方法及び支払日			
支払方法	自動振替 株式会社日産フィナンシャルサービスの金融機関口座に次のお客様の金融機関口座から振替えるものとします。 [REDACTED]		
支払日	第 1 回 ~ 第 2 回 2 ヶ月分 2020 年 2 月 10 日 支払 第 ** 回 ~ 第 ** 回 ** ヶ月分 **** 年 ** 月 ** 日 支払 第 3 回 ~ 第 48 回 毎月リース料 2020 年 3 月から 毎月 10 日 支払 最終回リース料 **** 年 ** 月 ** 日 支払 前払いリース料 **** 年 ** 月 ** 日 支払		

日産B i z リースプランお申し込みの内容

申込年月日 年 月 日
 お申込人ご記入欄
 契約年月日 年 月 日

契約書の内容をよくお読みの上、記名(署名)捺印してください。

貸渡人(乙)
 千葉県千代田市鶴浜区中根二丁目6番地1
 株式会社 日産フィナンシャルサービス
 代表取締役 内村 直友

甲及び連帯保証人は、裏面記載の「個人情報の取扱に関する同意事項」に同意の上、下記自動車のリースについて、下記条件及び裏面記載のリース契約条項の通り乙に申込みます。

お申込人(甲)

住所 〒113-8542
 氏名 別紙契約書に
 日章のうえ捺印を
 ご記入ください。
 職業
 生年月日 西暦 年 月 日
 電話

【個人情報の取扱に関するご注意】

●甲並びに連帯保証人が契約された事実に関する情報は、与信判断及び与信後の管理のため、リース会社が加盟する個人信用情報機関に登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と連携する個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。
 ●詳細内容は、本紙裏面記載の「個人情報の取扱に関する同意事項」をご確認ください。

【ご注意】

本裏面は契約成立後に契約の内容を弱かにした書面になり
 ます。リース契約が終了するまで、お客さまのお手元にて、
 大切に保管してください。

連帯保証人
 予定者

住所
 氏名 別紙契約書に
 日章のうえ捺印を
 ご記入ください。
 職業
 生年月日 西暦 年 月 日
 電話

連帯保証人
 予定者

住所
 氏名 別紙契約書に
 日章のうえ捺印を
 ご記入ください。
 職業
 生年月日 西暦 年 月 日
 電話

(1)リース自動車明細	
車名	キューブ 1500G CVT 15G 5ドア ワゴン
型式	TDUARQ2 Z-12 EDCA-----
登録番号	「契約成立日及びご契約車両に関する通知書」の通り
車台番号	「契約成立日及びご契約車両に関する通知書」の通り
年式	令和2年式
塗色	ビターショコラ (P)
採用の本拠地	

メーカーオプション明細	
標準仕様	

付属品明細	
バックビューモニター	
ウィンドウ治水 12ヶ月	
マッドガード	
6イヤースコート	
ETCセットアップ	
ETCユニット (BM10-8)	
ナビゲーションシステム	
ドライブレコーダー	
パーシックバック	

(2)リース期間	
リース開始日	「契約成立日及びご契約車両に関する通知書」の通り 年 月 日
満了日	年 月 日 48ヶ月

(3)リース料及び前払リース料			
	消費税込	消費税抜	消費税
月額リース料 (均等払い)	63,000円	49,182円	4,818円
リース総額	2,544,000円	1,966,976円	577,024円
一括保険料	207,700円	162,156円	45,544円
2,336,100円 ÷ 48回分割 = 48,668円/月			
48,668円 × 1/2 = 24,334円/月 (月割付額)			
総額リース料	2,644,000円	2,312,736円	231,264円

3919KA195

車種・信用・TEL (販売・車両に関するお問い合わせ窓口)
 日産プリンス自動車販売株式会社

販売会社コード 11412
 営業所コード 041
 店名
 支店番号
 注文番号

クレジット
 口座番号
 振替番号

(4)リース料支払方法及び支払日
 支払方法 自動振替
 乙の金融機関口座に甲指定の金融機関口座
 から振替えるものとする。
 支払日 「契約成立日及びご契約車両に関する通知書」の通り

(5)メンテナンス・その他サービスの内容
 メンテナンスサービス ※含まれるものは○、含まれないものは×
 継続点検 リース期間中に事後時期が到来する場合のみ
 定期点検
 エンジンオイル交換
 車検・点検時の油類類・消耗部品の交換
 一般修理
 バッテリー
 夏タイヤ
 冬タイヤ
 基本代車 (一般修理時に3日より提供)
 取付代車特約 (取付車検時に初日より提供)
 取付代車特約 (定期点検・一般修理時に初日より提供)
 その他サービス ※含まれるものは○、含まれないものは×
 事故処理 (保険会社と共に協力します)
 事故代車 (盗難・全損事故を除く事故処理中に提供)
 特記事項

(6)リース料に含まれる費用
 ※含まれるものは○、含まれないものは×
 登録料費用
 自動車税 (車検・車庫料)
 自動車税 (課税別) リース期間の金額
 自動車重量税
 自動車損害賠償責任保険料 リース期間の金額
 JAF費用
 自動車保険 (内容は(8)の通り)
 メンテナンス・その他サービス (内容は(5)の通り)

(7)規定損害金
 複数リース契約条項のとおりとし、本契約に係る「規定損害金基本額」
 は次のとおりとします。
 規定損害金基本額 2,746,115円

(8)契約走行距離
 月平均 1,500 km以内

(9)自動車保険
 保険種類 THE THEクルマの
 適用料率 ノンフリート 等級
 割引条件 保険料者70歳以上 新車割引
 年令条件 35才未満不担保

対人賠償 (1名)	無制限	免責	0万円
対物賠償 (1事故)	無制限	免責	0万円
搭乗者傷害 (1名)	無制限	1名	10万円
人身傷害 (1名)	5,000万円		

 特約付帯 対人賠償修理費用 ロードアシスタンス
 他車運送特約 乗換車賃特約
 人身傷害車外事故特約 入通定額特約 20万円 他
 損害保険ジャパン日本興亜
 引当金

車両条件	車両保険なし	免責	0-0万円
1年	無制限	5年	10万円
2年	無制限	6年	10万円
3年	無制限	7年	10万円
4年	無制限	8年	10万円

 特約付帯
 引当金 損害保険ジャパン日本興亜
 保険代理店 日産プリンス自動車販売株式会社

(10)特記事項
 リースセールスセンター 責任者
 0120-999-235
 帳票番号

支出証拠書

整理番号 4-3

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	令和5年4月13日～令和 年 月 日	金額	1,601 円

目的	資料等のコピー
使途	令和5年4月請求分コピー料
政務活動・ 県政との 関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。

領 収 証

No 029171

ふじのくに県民クラブ
林 芳久仁 殿

¥ 3,203

但 コピー料金

入金日 2023年 4 月 13 日 上記正に領収いたしました

現金	✓
小切手	
相殺	
手形	
振込	

株式会社 **M-RUNI** 弘二商会

〒424-0103 静岡市清水区尾羽107-3 TEL: (054)365-5814/FX: (054)364-9469
 〒424-0103 静岡市清水区尾羽107-3 TEL: (054)368-4240/FX: (054)397-1140
 〒471-0036 静岡県浜松市東区笠原1-1-1 TEL: (0565)41-6248 FAX: (0565)32-2177
 〒733-0035 広島市西区南観音3-6-45 TEL: (082)208-3017 FAX: (082)208-3018

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動・後援会で 使用のため。	3,203 円	1/2 %	1,601 円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	4-4
------	-----

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	BBパック保守料		
年月日	令和5年4月13日～令和 年 月 日	金額	2,079円

目的	インターネットの環境保守対応
使途	令和5年4月請求分保守料 (3月使用分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

領 収 証

№ 029170

ふじのくに県民クラブ
林 芳久仁 殿

¥ 4,158

但 BBパック保守料金

入金日 2023年 4 月 13 日 上記正に領収いたしました

現金	✓
小切手	
相殺	
手形	
振込	

抜 者

株式会社 マルニ商会

株OAM課 / 〒424-0103 静岡市清水区尾羽107-3 TEL: (054)365-5814(代) FAX: (054)364-9469
 株CAD課 / 〒424-0103 静岡市清水区尾羽107-3 TEL: (054)368-4240(代) FAX: (054)397-1140
 県田事業所 / 〒471-0036 豊田県岡崎市山崎町1-1 TEL: (0565)41-6248 FAX: (0565)32-2177
 広島事業所 / 〒733-0035 広島市西区南観音3-6-45 TEL: (082)208-3017 FAX: (082)208-3018

案分の理由 政務活動・後援会で 使用のため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,158円	1/2 %	2,079円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	4-5
------	-----

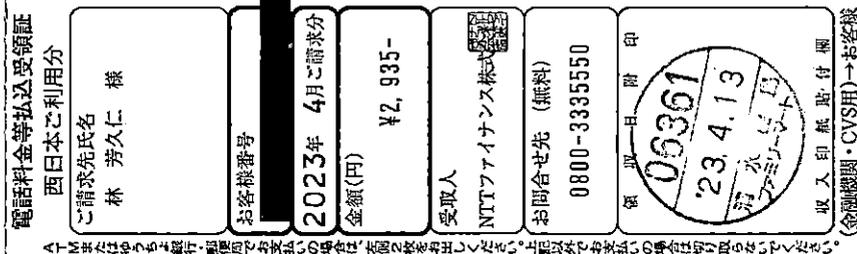
支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FAX・インターネット接続料 (4月分)		
年月日	令和5年4月13日～令和 年 月 日	金額	1,467円

目的	政務活動を行うためのFAX・インターネットの利用のため
用途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



案分の理由 政務活動と後援会で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,935円	1/2 %	1,467円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	4-6
------	-----

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	公益財団法人オイスカ 2023年度賛助会費		
年月日	令和5年4月18日～平成 年 月 日	金額	1,610 円

会の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 「すべての人々がさまざまな違いを乗り越えて共存し、地球上のあらゆる生命の基盤を守り育てようとする世界」を目指す。 主に、アジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開している。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> 国内では、農林業体験やセミナー開催などを通しての啓発活動や、植林および森林整備による環境保全活動をしている。 国内外の活動への支援 (ベルマーク・古本・書き損じはがきや募金など身近にできる活動を行う。) 講演会開催やイベントへの招待 「海岸林再生プロジェクト」ボランティア参加募集 他
政務活動・県政との関連性	森林造林等、富士山を中心に各県内森林間伐および里山づくり等の活動を、地域の人達と進め環境向上に努める一方、県行政への要望事項もあり、森林環境を守っていく支援を要請していく。

〈領収書貼付枠〉

25,000円の静岡県支部費 5,000円を以て 20,000円を1ヶ月分は $20,000円 \times \frac{1}{2} = 1,666円$
 4月9日で退任されたので 29/30日で案分 $1,666円 \times \frac{29}{30} = 1,610円$

払込受領証 (コンビニエンスストア等用) 払込人氏名 芳久仁 様 請求番号 受取人 公益財団法人オイスカ 金額 25,000円 受領印 (お客様控え)	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※ 添付書類 (団体の会則)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,610 円	100%	1,610 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2023年4月吉日

林 芳久仁 様

公益財団法人 **オイスカ**

理事長 中野悦
静岡県支部会長



2023年度 賛助会費納入について（御依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当法人の推進する国際協力活動に対し、ご理解とご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、近年の国際情勢の動きに伴い、日本の国際社会における取り組み課題も多大になってきております。当法人は皆さまからのご寄附や会費を基盤にアジア太平洋諸国をはじめとする41の国と地域で活動を推進しており、引き続き日本の国際協力団体としての役割を鋭意貢献していく所存です。これまでコロナ禍においては国内外で活動が制限されてきましたが、終息に向かい従来の活動が実施できる状況が整いつつあります。活動は、広報誌、ソーシャルメディア(SNS)、等を通じて、多くの方々に情報発信していくのと同時に、当法人で企画する報告会やイベント出展等も積極的に実施したいと考えております。

つきましては引き続き賛助会員としてご支援のご理解とご協力いただき、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

記

2023年度 賛助会費 ¥25,000-

但し、2023年度会費¥20,000-、静岡県支部費¥5,000-として

【銀行振込の場合】（口座名義）	公益財団法人オイスカ	静岡県支部	会長	落合 偉洲
静岡銀行	名塚支店	普通	(口座番号)	0029906
スルガ銀行	浜松支店	普通	(口座番号)	1449211
清水銀行	本店営業部	普通	(口座番号)	2502818
浜松いわた信用金庫	三和支店	普通	(口座番号)	0442325

【コンビニ、郵便払込の場合】

同封の用紙をご利用下さい。

【優遇税制】 確定申告の際、所得税の寄附金控除の対象となります。
また、各都道府県・市区町村の定めにより住民税寄附金控除の対象になる場合もありますので、お住まいの住所のある自治体へお問い合わせください。
※受領証が申告の際必要です。なお、受領証の再発行はできません。

【会計年度】 4月1日～翌年3月31日となっております。

【連絡先】 公益財団法人オイスカ静岡県支部
〒431-1115 浜松市西区和地町 5815 番地
Tel 053-401-3980 / Fax 053-401-3981 e-mail:shizuoka@oisca.org

以上

公益財団法人オイスカ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人オイスカ（以下「この法人」という。）と称し、（英文では Organization for Industrial, Spiritual and Cultural Advancement - International, Japan（通称=OISCA Japan）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、国連経済社会理事会の諮問資格を有するオイスカ・インターナショナルの理念と精神に基づき、開発途上諸国に対する産業開発協力事業の推進及び地球環境保全等に関する事業を行い、これら諸国との友好親善及び広く地球社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 公益目的事業

- (1) 開発途上諸国での持続的な農山漁村の地域開発協力事業
- (2) 開発途上諸国を中心に世界各地での環境保全及び環境教育推進のための「子供の森」計画事業
- (3) 開発途上諸国の持続的な地域開発推進のために受け入れる産業研修員の人材育成技術協力事業、及び外国人技能実習生受け入れに伴う職業紹介等の事業
- (4) 国際相互理解の促進、及び地球社会の持続可能な発展のための啓発普及事業
- (5) 開発途上国等における災害発生時の緊急支援、及び復興支援事業
- (6) 前各号の事業に必要な施設の設置運営及びその他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) その他前項各号に定める事業に関連する事業

3 前第1項及び第2項の事業については、アジア太平洋地域を主とした世界各国及び本邦各地において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に、公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めず寄附を受けた財産については、その50%又はそれ以上を公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

2 この法人は、株式を保有しないものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 63 条第 1 項第 10 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 14 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員7名以上13名以内を置く。

(選任及び解任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員の候補者は次により選出する。

- (1) 個々の評議員の推薦による者
- (2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）

① 国の機関

- ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係にある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員（理事及び監事。以下同じ）の選任及び解任
 - (2) 評議員の選任及び解任
 - (3) 役員及び評議員の報酬等の総額及びその支給の基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告及び決算（計算書類）の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第24条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（定足数）

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 27 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人名 2 名、並びに出席した代表理事が記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上13名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち2名を代表理事とし、3名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

3 代表理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

4 業務執行理事のうち、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前第2項で選定された代表理事より理事長及び副理事長を選定する。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事より専務理事1名、常務理事2名以内を選定することができる。

5 監事は、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人を兼ねることができない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長と共にこの法人を代表し、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 37 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 38 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項の報酬の総額及び支給の基準は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 39 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前 2 項の取扱いについては、第 55 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第 40 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会 長)

第 41 条 この法人に、名誉的立場の会長を 1 名置くことができる。

- 2 会長は、理事会の決議を経て、推戴する。
- 3 会長の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第42条 この法人に、10名程度の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の委嘱は、理事会において決議する。
- 3 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(参与)

第43条 この法人に、20名以上30名以内の参与を置くことができる。

- 2 参与の委嘱は、理事会において決議する。
- 3 参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(会長及び顧問・参与の職務)

第44条 会長及び顧問・参与は、理事会又は代表理事の諮問に応え、理事会又は代表理事に対し、参考意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第45条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第46条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な使用人の選任及び解任

- (2) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (3) 内部管理体制の整備
- (4) 第40条第1項の責任の免除

(開 催)

第47条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第48条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2項第2号又は4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第50条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第51条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第52条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第53条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第54条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第55条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第59条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、そ

の事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 57 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 58 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 60 条 この法人の解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

第 6 章 支部及び委員会等

(支部及び委員会等)

第 61 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部及び委員会等を設置することができる。

- 2 支部会長及び委員会等の委員等は、理事会において選任及び解任する。

- 3 支部及び委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の権限に抵触しない範囲で、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれら数値のうち重要なものを記載した書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第64条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができ

- る。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

(公 告)

- 第67条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事は[] 業務執行理事は[]とする。
- 5 平成25年8月20日 一部改正

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡骨髄バンク推進をする会：年会費		
年月日	令和 5年4月18日～平成 年 月 日	金額	160 円

会の趣旨・目的	公的骨髄バンクである(財)骨髄移植推進団体の活動を支援することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> 骨髄バンク事業の普及・啓発・広報宣伝活動ならびに、骨髄提供者の募集業務に対する支援協力 ドナー、患者及び、その家族に対する支援活動 医療検査機関及び医療保険の充実並びに、患者負担金の軽減を求める活動
政務活動・県政との関連性	骨髄提供者への公的助成制度の導入に向けた取り組み等の課題を実現する為、私は、会の顧問を務め、取り組んでいる。

《領収書貼付枠》

※正会員費 2,000円のうち
4月分を充当する

2,000円 ÷ 12ヶ月 = 166円 →

4月29日退任する29日分
29/30日で集合分あり

166円 × 29/30日 = 160円

二 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
05-04-18	23481	A93150003	振替受付票
取扱店	シミス・キョウカワ		払込みの証拠となるものは、保存しなくてはならない。消費料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)
払込口座	00880-8 38502		入金額 *6,000
払込金額	*5,000		おつり *738
静岡骨髄バンク推進をする会 〒410-0101 静岡市清水区大田町1-1-1 代表者 林 芳久仁 様			5月3日～5日は、ゆうちよを終日休止しますすべてのサービスの受付を停止いたします

印紙税申告納付につき御用
事務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	160 円	100%	160 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和5年4月10日

静岡骨髄バンクを推進する会
賛助会員各位

静岡骨髄バンクを推進する会
会長 古屋 正義

令和5年度総会ご出席並びに年会費納入について
(お願い)

拝啓 日頃は当会の活動に対してご理解とご協力をいただきありがとうございます。

骨髄バンクを介した非血縁者間骨髄移植は、令和5年2月末で累計27,429例となっており、毎月100例前後の施術実績をあげるまでになりました。これもお力添えをいただく多くの皆様のお陰と感謝いたしております。

当会も平成4年度に活動を開始して以来「一人でも多くの患者さんに生きるチャンスを」という原点を元に今後とも活動を継続していきたいと思っています。引き続いてのご支援をよろしくお願いいたします。

さて 本年も「定時総会」を下記のとおり開催いたします。ご多忙中のところ恐れ入りますが、是非ご出席いただきたくご案内申し上げます。

敬具

記

1 日時 令和5年4月29日(土・祝日) 受付 13:30～ 開始 14:00～

2 場所 静岡県総合社会福祉会館 シズウエル 1F 101会議室

3 出欠席の連絡 同封いたしましたハガキに寄りまして、出欠席のご予定をお知らせください。
なお、ハガキは「委任状」になっております。総会成立のため、ご欠席の場合も必ず「委任状」にご記入の上ご返送いただきますようお願いいたします。

以上

記

会費 1口¥5,000(複数可)
ご入金方法 郵便振替(同封の振替用紙にて)
名古屋-8-38502
静岡銀行 県庁支店(普)0260669
しずおか焼津信用金庫 本店営業部(普)0286427

*いずれかの場所にてご入金ください なお当日のご入金も受け付けております。

静岡骨髓バンクを推進する会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本会は「静岡骨髓バンクを推進する会」と称します。
- 第2条 (事務所) 本会は事務所を静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館1Fに設けます。
- 第3条 (目的) 本会は県民の骨髓移植に対する理解の促進と骨髓提供登録者(ドナー)の募集を目的とします。
- 第4条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、静岡県内において次の事業を行います。
- (1) (財)骨髓移植推進財団、日本赤十字社、地方自治体等が行う骨髓移植啓発、広報宣伝活動並びに骨髓提供者の募集業務に対する支援
 - (2) 機関紙、広報誌、パンフレット等の発行、送配布、並びに学習会開催方法による普及啓発、広報宣伝活動
 - (3) ドナー、患者及びその家族に対する支援活動
 - (4) 医療・検査機関及び患者負担金の軽減、医療保険の充実を求め、
 - (5) その他本会の目的達成の為に必要な活動
- 2 本会の事業年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。

第2章 会員

- 第5条 (会員) 本会は会の目的に賛同し、入会手続きを行った者を会員とします。
- 第6条 (会員の種類) 本会の会員は正会員と、資金援助をして戴ける個人又は団体の賛助会員とします。
- 第7条 (会費) 会員の年会費を次のとおりとします。
- (1) 正会員----- 2,000円
但し、学生----- 1,000円
 - (2) 賛助会員----- 1口 5,000円
- 第8条 (退会) 会員は次のいずれかに該当したとき、退会することとします。
- (1) 退会届を会長に提出したとき
 - (2) 年会費を2年間以上未納のとき
 - (3) 会の名誉を傷つけたり秩序を乱すような不適切な言動があったとき、議決により退会を命じることがあります。
- 第9条 (会費の返還) 会員は退会に際し、既納の年会費の返還請求はできないこととします。

第3章 役員

- 第10条 (役員) 本会に次の役員をおきます。
- (1) 会長 1名
 - (2) 運営委員長 1名
 - (3) 副会長 若干名
 - (4) 事務局長 1名
 - (5) 運営委員 若干名
 - (6) 監事 若干名
- 第11条 (役員を選出) 本会の役員は総会において選出します。
- 2 年度中途に会長を除く役員解任及び欠員補充、又は増員を行うときは、臨時総会を開催し、臨時役員を選出する。
- 第12条 (役員の仕事) 役員は本会の目的を遂行するために、それぞれの仕事を担当します。
- (1) 会長は本会を代表します。

- (2). 運営委員長は運営委員会の責任者として事業及び活動の実施を会長が指名した役員が任務を代行します。(監事を除く)。
- (3). 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行し
- (4). 事務局長は本会の事務処理を遂行し、事務局長に事故あるときは代行します。(監事は除く)
- (5). 運営委員は本会全体の運営について、運営委員会において協議遂行します。
- (6). 監事は本会の会計を監査し、総会において報告します。

第13条 (役員任期) 役員任期は1年間とします。

但し、再任を妨げません。

2. 年度中途に選出された役員任期は総会前日までとします。

第14条 (顧問) 本会に医師、学識経験者等の顧問をおくことができます。

2. 顧問は、運営委員会の議決を経て会長が委嘱します。

3. 顧問は、会長の諮問に応じて総会、運営委員会等に出席して意見を述べ

第4章 機関

第15条 (機関) 本会は総会、運営委員会、事務局会議をもって機関とします。

第16条 (総会) 総会は本会の最高議決機関であり、本会の運営に関する重要事項を議

2. 総会の開催は原則として年1回、4月とします。

但し、運営委員会の議決、又は会員の過半数の要請があったときは臨時

3. 総会は、委任状を含む会員の過半数の出席をもって成立します。

4. 総会の議決を要する事項は次のとおりとします。

- (1). 事業報告並びに事業計画の承認
- (2). 会計報告並びに予算の承認
- (3). 役員を選任
- (4). 会則の改定
- (5). その他総会で必要と認める事項

5. 総会の議決は委任状を含む出席会員の過半数により決します。

第17条 (運営委員会) 運営委員会について次のとおり定めます。

(1). 運営委員会は運営委員長が開催し、第4条に定める事業及び活動決定します。

但し、運営委員会は本会則の規定並びに総会の議決事項に抵触できません。

(2). 運営委員会は会長、運営委員長、副会長、事務局長、運営委員に

(3). 運営委員会は、原則として月1回開催することとし、前2号に定める義務を負うこととします。

(4). 会員はオブザーバーとして、運営委員会に出席し発言することがあり但し、議決に加わることはできません。

第18条 (事務局) 本会の事務を処理するために事務局を設置します。

(1). 事務局に総括責任者として事務局長をおくほか、所要の職員をお

(2). 職員の採否は運営委員長が事務局会議の構成員に諮ったうえ決

第19条 (事務局会議) 事務局会議について次のとおり定めます。

(1). 運営委員会の効率を図るために、運営委員長は事前協議機関とし

(2). 事務局会議は、会長、運営委員長、副会長、事務局長により構成

第5章 会計

第20条 (会計) 本会の会計は会費、寄付金、委託事業費その他をもってまかないます。

- 2 本会の会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わります。
但し、4月1日以降総会開催日までの間、運営委員長は必要に応じて予
します。
- 3 本会の会計は年1回会計監査を受け、総会において承認を得ることとし

第6章 その他

- 第21条 (その他) 本会則に定めのない事象が発生したときは、運営委員会において協議し
- 2 本会は全国各地の目的を同じくする会との連帯を図るため「NPO全国骨
協議会」に加盟します。
 - 3 本会は静岡県内の行政機関、医療関係者等によって組織される「静岡県
連絡協議会」の一員として活動を行います。

付則

本会則は平成4年4月29日施行、平成5年4月29日一部改定、平成7年
平成10年4月29日一部改定、平成12年4月29日一部改定、平成14年
平成16年4月29日一部改定、平成21年4月29日改定しました。

整理番号	4-8
------	-----

支出証拠書

4/25

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	事務所用携帯電話代		
年月日	令和5年4月25日～令和 年 月 日	金額	1,566円

目的	政務活動を行うための連絡に使用するため
使途	令和5年3月利用分(4月請求分) 事務所用携帯電話代
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 故障紛失サポート代 $(3,551円 - 380円 \times 1.10) \times \frac{1}{2} = 1,566円$ \downarrow 418円 405-05-25 BF *3,551 KDDIリョウキン	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会で案分	3,133円	1/2	1,566円
		%	

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

口座振替のご案内
INVOICE FOR SERVICES

(2023年 5月 ご請求分)

口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2023年 5月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	3,551円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	
支店名 BRANCH	
口座番号 ACCOUNT NUMBER	****

お支払期限を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

料金内訳書

<凡例> 税込または免税料金等: [*]、旧税率計算対象料金: [#]

発行年月日 DATE OF ISSUE 2023年 5月 5日

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 KDDビル

請求コード	合計	3,551円	ご利用年月	2023年 4月
-------	----	--------	-------	----------

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
●au電話料金			●合計 3,331円
ご利用番号	3,331		お客様コード
< 4月ご利用内訳 >	3,331		ご利用月数は2023年 5月で15年 2ヶ月目です。
▼プラン利用料	2,500		
カケホ (ケータイ/V)		3,700	
2年契約+家族割		-1,500	
LTE NET		300	
▼オプション使用料	380		
故障紛失サポート		380	
▼通話料/カケホ (ケータイ/V)	126		
通話料		3,000	
SMS (Cメール) 送信料		132	
カケホ (ケータイ/V) 割引額		-2,860	
家族間SMS全額割引 (家族割)		-6	
家族間通話全額割引 (2年契約+家族割)		-140	
▼通話料/ダブル定額Z (ケータイ/V)	20		
通話料		35	
無料通話料		-15	データ通信量500KB分を割引いたします。
▼ユニバーサルサービス料	2		
▼電話リレーサービス料	1		
▼消費税等 (10%)	302		10%消費税の課税対象額 3,029円
データ利用量 (データ容量消費あり)	0.01GB		
●紙請求書発行等手数料			●合計 220円
▼紙請求書発行手数料	200		
▼消費税等 (10%)	20		10%消費税の課税対象額 200円

裏面もご確認ください》

整理番号 4-9

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気代(4月分)		
年月日	令和5年4月28日～令和	年 月 日	金額 2,375円

目的	政務活動を行う事務所の電気使用のため
用途	事務所電気代4月分 (3月22日～4月20日分)
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証)(050421)

日附記 00100 5 900116 加入 中部電力ミライズ株式会社
 令和5年4月分ご使用期間 3月22日～4月20日(日程17)
 千 百 十 万 千 百 十 円 消費税率等相当額(再掲) 4750 1431円
 金額 4750

ご依頼人氏名 林 芳久仁 様

お客さま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
従量電灯B	30 k	20 kWh	1338
低圧電力	3 k	5 kWh	3412

本証により当社の集金員が集金するものではありません。
 裏面にもご確認ください。

お支払期日は 5月22日 です。お支払期日を通じてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客様は、10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
 私込用紙の有効期限は 6月12日 となっております。中部電力ミライズ株式会社 カスタマーセンター 0570-048-155 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)

(ゆうちょ銀行)

案分の理由 政務活動と後援会で 使用のため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,750円	1/2 %	2,375円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

要領様式 1 - 2

月日	内 容	行 程	走行距離 (km)
4/1 土	統一地方選	—	—
2 日	"	—	—
3 月	"	—	—
4 火	"	—	—
5 水	"	—	—
6 木	"	—	—
7 金	"	—	—
8 土	"	—	—
9 日	"	—	—
10 月	一般活動	—	—
11 火	一般活動	—	—
12 水	ふじのくに県民クラブ全員総会 大手企業労組代議員会：県内のベースアップ・一時金企業の状況報告を聞く	清水区－県庁－清水区	21.2
13 木	山間地 15号台風影響地区、県土木事務所河川改良担当被害場所の状況を聞く	清水区－駿河区－清水区	19.6
14 金	一般活動	—	—
15 土	相談会（2名）市の関係事業と県の相談内容聞く（後日経過を説明）	清水区内	11.3
16 日	一般活動	—	—
17 月	中小企業（ノズル生産）半導体の影響と輸出の状況聞く（社長及び部長に）	清水区－葵区－清水区	22.7

月日	内 容	行 程	走行距離 (km)
18 火	古紙を再生産している企業で県庁から定期的に古紙を回収しているが、ペーパーレスが進むため古紙の量が減る事が心配(担当部長に聞く)	清水区内	16.5
19 水	一般活動	—	—
20 木	鹿原川水系(山切川)の15号台風の被害場所の整備計画を説明(写真を21日に届ける)静岡土木事務所工事2課に説明	清水区—駿河区—清水区	19.6
21 金	野村生涯教育センター講座(用宗研修館)鹿原川水系山切川の現場写真を土木事務所工事2課に届け、市議と一緒に説明を受ける	清水区—駿河区—清水区	19.6
22 土	団体関係者45人に国政及び県議から県政の課題他報告と質疑応答を行う	清水区内	6.7
23 日	空家の建物が老朽で、相談者の住宅に被害があるため現場を確認した。今後市に詳しく説明を求める	清水区内(蒲原含む)	28.7
24 月	一般活動	—	—
25 火	静岡地域労働組合幹事会(中小企業への県の政策要望協議)	清水区—葵区—清水区	16.8
26 水	一般活動	—	—
27 木	一般活動	—	—
28 金	ふじのくに県民クラブ全員総会(会派控室)	清水区—県庁—清水区	21.2
29 土	県骨髄バンクを推進する会総会(県社会福祉会館)県健康福祉部担当者・日赤病院・県議・市議と意見交換	清水区—県福祉会館—清水区	21.1
合 計			225.0

(単位: km)

支出証拠書

5/16

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所水道料		
年月日	令和5年5月16日	金額	803円

目的	政務活動を行う事務所の水道使用のため		
使途	事務所水道料	令和5年2月分 令和5年3月分	
政務活動・ 県政との 関連性	-		

《領収書貼付枠》

水道料金・下水道使用料納入通知書
(請求書)兼領収証書
(締定期 令和5年5月31日
(指定日))

使用場所 潜水区長崎 1117-2

使用者名 林 芳久仁 様
令和5年1月 定期分

今回請求分	(前回検封日) 令和5年2月1日~	(今回検封日) 令和5年4月1日	お客様番号	使用水量(m)	汚水排出量(m)	排水水使用量調整費等	水道料金(円)	(うち消費税相当額)	下水道使用料(円)	(うち消費税相当額)	請求金額(円)
							1,606	(146)			1,606

上記の金額を領収しました。
金額を訂正したものは無効
です。この領収証書は大切に
保管してください。

静岡市
公営企業管理者
静岡市 公営企業管理者印

領収日 印
領収印の効力は無効
23.5.16

▶ お客様保管「印刷番号」収入印紙不要

案分の理由 政務活動と後援会で 使用のため。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,606円	1/2 %	803円

※ 案分による支出がある場合は、領収書等の金額、案分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。